

## 長崎大学高度安全実験（BSL-4）施設に関する有識者会議要項

## （設置）

第1条 長崎大学（以下「本学」という。）に、高度安全実験（BSL-4）施設（以下「BSL-4施設」という。）を設置する場合における様々な情報収集と課題の解決に向けた多様な見地からの検討を行うため、長崎大学高度安全実験（BSL-4）施設に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

## （検討事項）

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) BSL-4施設の研究内容に関する課題
- (2) BSL-4施設の必要性、安全性及び設置場所に関する課題
- (3) BSL-4施設の運営体制及び情報公開に関する課題

## （組織）

第3条 有識者会議は、前条に掲げる事項に関する専門家及び有識者をもって組織する。

2 構成員は、学長が委嘱する。

## （議長）

第4条 有識者会議に議長を置き、前条第1項の構成員の互選により選出する。

- 2 議長は、有識者会議を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

## （会議）

第5条 有識者会議は、非公開とすることができる。

2 有識者会議が非公開とされた場合、議長は、有識者会議終了後に議事の概要を公表するものとする。

## （意見の聴取）

第6条 議長が必要と認めたときは、有識者会議に構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

## （事務）

第7条 有識者会議の事務は、研究国際部熱帯医学研究支援課において処理する。

## （補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、有識者会議の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

## 附 則

この要項は、平成26年11月4日から施行する。